

11月は児童虐待防止推進月間です



～189(いちはやく) 知らせて守る こどもの未来～



児童虐待は、子どもの人権を著しく侵害し、心身の発達や人格の形成に大きな影響を与えます。子育ては楽しいことばかりではなく、時には負担に感じることもあり、そのストレスが児童虐待の引き金となっていることも指摘されています。子育てに悩んだときや虐待を受けたと思われる子どもを見つけたときは、市や県の窓口に連絡してください（連絡をしたかたの秘密は守られます。匿名でも構いません）。

～児童虐待とは～

■身体的虐待

殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、戸外に閉め出すなど

■ネグレクト（保護者の養育の怠慢・拒否）

家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不衛生にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かないなど

■心理的虐待

言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう（DV）など

■性的虐待

子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にするなど

身近な相談窓口・連絡先

	身近な相談窓口	電話番号
市の窓口	子育て支援課（家庭児童相談室）	0480(92)1111
	東児童館内子育て支援センター「はびちる」	0480(92)7389
	西児童館内子育てサロン「らぶちる」	0480(92)4761
	高岩保育所内子育てサロン「ぶりちる」	0480(92)7716
	千駄野保育所	0480(92)1303
	高岩保育所	0480(92)7582
	西保育所	0480(92)1690
	しらおか虹保育園（相談のみ対応）	0480(31)7750
	健康増進課（保健センター）	0480(92)1201
県の窓口	児童相談所全国共通ダイヤル	189(いちはやく)
	埼玉県中央児童相談所	048(775)4152
	休日夜間児童虐待通報ダイヤル（虐待通告のみ対応）	048(779)1154
	埼玉県幸手保健所（相談のみ対応）	0480(42)1101

問合せ 子育て支援課子育て支援担当 内線 154

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」は たいせつに保管してください

国民年金保険料は、所得税及び住民税（市民税・県民税）の申告において全額が社会保険料控除の対象になります。

一年間に納付した国民年金保険料の額を証明する「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が日本年金機構から送付されます。

対象は、今年の1月1日から12月31日までに納付した国民年金保険料です。過去の年度分や追納した分も含まれます。

また、ご自身だけでなく、ご家族（配偶者やお子さん等）の負担すべき国民年金保険料も支払っている場合、その分も合わせて控除が受けられます。

年末調整や確定申告をする際には、証明書の添付が必要になりますので、たいせつに保管してください。

■送付予定

- ① 1月1日～9月30日に国民年金保険料を納付したかた
⇒ 11月上旬
- ② 年の途中から国民年金に加入した場合などで10月1日～12月31日に初めて納付したかた
⇒ 翌年2月上旬

問合せ ねんきん加入者ダイヤル ☎ 0570(003)004
※ 050 から始まる電話でかける場合は ☎ 03(6630)2525
春日部年金事務所 ☎ 048(737)7112(代表)